

# 会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和3年度9月補正

要望項目	左 に 対 する 対 応 方 針 等						
<p>1 新型コロナウイルス感染症対応について</p> <p>(1) 感染症陽性者は原則自宅療養なしの対応をすること                      ホテル等での宿泊療養対応不可の場合に備え、集団療養対応可能な臨時病床確保を考えること。(8月19日現在、県東部に自宅療養者73名)</p>	<p>感染者急増に対応するため、高齢者や妊婦、重症化リスクのある陽性者は入院を原則としつつ、軽症者等に入院待機者が発生した場合、圏域ごとに開設した「メディカルチェックセンター」で診察、血液検査、胸部画像検査等を実施し、病状を評価した上で、保健所が入院又は療養先を決定する仕組みを構築・運用している。なお、中等症以上の方は必ず早期入院としている。</p> <p>宿泊療養については、収容能力を増強（(8/1: 141室⇒291室、8/21: 291室⇒383室)しているほか、看護師が毎日全療養者に対し、健康観察を行っており、健康観察の経過や療養者本人の希望をもとに対象者を選定し、医師によるオンライン診療を毎日実施している。</p> <p>また、在宅療養については、保健所の保健師や訪問看護師が電話により健康観察を行っており、健康観察の経過から診療が必要な方は、保健所を通じ、速やかにメディカルチェックセンターや救急外来の受診等につないでいる。なお、療養者本人から電話連絡の取れるオンコール体制も取っている。現在、在宅療養における電話診療や薬剤処方の実施に向けて、医師会、薬剤師会等関係団体との調整を行っている。</p> <p>県としては、集団療養対応可能な臨時の医療施設の開設は考えていないが、引き続き、医師会、看護協会、薬剤師会等と連携しながらこれまでの取組を進め、県民の命と健康を守る医療提供体制を堅持していく。</p> <p>【9月補正】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新型コロナメディカルチェックセンター運営事業</td> <td style="text-align: right;">70,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鳥取方式在宅療養体制整備事業</td> <td style="text-align: right;">99,973千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新型コロナウイルス感染症対策事業（宿泊療養運営等事業）</td> <td style="text-align: right;">413,000千円</td> </tr> </table>	新型コロナメディカルチェックセンター運営事業	70,000千円	鳥取方式在宅療養体制整備事業	99,973千円	新型コロナウイルス感染症対策事業（宿泊療養運営等事業）	413,000千円
新型コロナメディカルチェックセンター運営事業	70,000千円						
鳥取方式在宅療養体制整備事業	99,973千円						
新型コロナウイルス感染症対策事業（宿泊療養運営等事業）	413,000千円						
<p>(2) 保健所人員増について、緊急対応として、兼務職員ではなく、本務職員を増員するなどして体制整備すること。</p>	<p>保健所の体制については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、保健師、衛生技師等の専門人材を28名から48名に集約・拡充した。</p> <p>また、保健所の業務が急増した7月下旬から、県庁全体の体制として、新型コロナ対策を優先することとし、特に中・西部在住の本庁職員をある程度固定して応援業務に従事させている。保健所については、このような増員を行った上で、休日も含めて対応できる体制としており、今後も業務の状況に応じて必要な体制を確保していく。</p>						

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 人流抑制による経営・生活困難に陥った者に対し、迅速かつ十分な各種必要支援金を補償する制度をつくること。また、商工会や商工会議所に参加していない零細企業では制度のことを知らなかったり、申請手続きが煩雑なことから申請を断念するなどして、支援が受けられないことがある。制度の周知徹底と申請のサポート強化を図ること。</p>	<p>新型コロナの感染拡大による外出自粛等に伴い影響を受けた事業者・国民への経済・生活支援対策の構築については、国が責任をもって行うべきものと考えており、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給を行うほか、生活福祉資金の特例貸付について、債務免除の要件を住民税非課税世帯に限定しないなど強力なセーフティネットを構築するよう、全国知事会を通じて、引き続き国の責任ある対応を求めていく。</p> <p>また、昨年5月より「コロナに打ち克つ！経済対策ワンストップ相談窓口」を開設し、既に4万2千件を超える御相談をいただいているところであり、県事業だけでなく国事業も含め、行政書士等専門家による各種支援事業の申請支援に取り組んでいる。さらに8月26日には、市町村とも連携しながら事業者向けのオンライン説明会を開催したところであり、今後も商工団体や金融機関等支援機関と連携しながら、各種支援事業の制度周知を図っていく。</p>
<p>(4) PCR検査拡大を行うこと            エssenシャルワーカーを始め、必要に応じ希望者全てに対し、無料行政検査が可能になるよう、強く国へ要請すると共に県として先行できないか検討すること。</p>	<p>無症状者に対する検査については、既に医療機関や高齢者介護施設等に対して、国が無料の抗原簡易キットを配付しており、更に、県としても各感染リスクが高いと判断される職員へのPCR検査費用を補助することで、各機関が行う医療・介護従事者への感染拡大防止支援を行っている。</p> <p>万が一、エssenシャルワーカーに陽性者が判明したとしても、行政検査で接触者等に対して一斉のPCR検査を実施することで早期囲い込みを図っているところであり、今後もこうした感染リスクの高いケースに重点的に対応・支援を行うことで、感染拡大に努めていく。</p>
<p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく時短要請・外出自粛協力要請に影響を受けた飲食業支援について            (1) 「協力金」額の引き上げや、「月次支援金」と「営業時短要請協力金」の両方を受給できるように、国に強く要請すること。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間短縮要請を行う際の協力金について、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域とそれら以外の地域との間における協力金の単価設定の差異を是正するとともに、月次支援金と協力金との併給容認を図るよう、全国知事会を通じて繰り返し求めており、引き続き国の責任ある対応を求めていく。</p>
<p>(2) 第5波の経済状況への影響の大きさに鑑み、第4波の応援金と同様の支援（応援金）を行うこと。</p>	<p>県では新型コロナによる経営上の影響を受けた事業者を幅広く対象に、これまで5度に亘って応援金制度を構築するとともに、米子市・鳥取市内における営業時間短縮要請に伴う協力金を含め、既に総額で50億円を超える支援を実施してきた。さらに、新たな応援金や地域の実情に応じた事業者への経営支援について、9月補正での対応を検討している。</p> <p>【9月補正】コロナ禍事業継続緊急応援事業 <span style="float: right;">700,000千円</span></p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 「認証店制度」利用の推奨など県民が安心安全に飲食店を利用できるよう周知をすること。</p>	<p>本県の認証店制度は、令和2年6月から運用を開始し、飲食業をはじめ理美容業や宿泊業など幅広い業種を対象に認証を行っており、認証店は1,438店（うち飲食店は1,030店）まで拡大している。（令和3年8月18日現在）</p> <p>本年7月から、認証店であることをわかりやすくPRできるよう大型の認証店ステッカーの配布を開始した他、鳥取県のグルメ・観光情報を発信する人気ブログの「とっとりずむ」に認証店の特設サイトを開設して認証店の情報発信を行い、利用促進を図っている。</p> <p>さらに認証店の利用促進を図るため、認証店を対象とした需要喚起策を9月補正予算において検討している。</p> <p>【9月補正】新型コロナ安心対策認証店特別応援事業 200,000千円</p>
<p>(4) 感染拡大状況で「ロックダウン」のような強い措置を取る際には必ず「持続化給付金」「特別定額給付金」等の充実した「補償」とセットで行うことを国に対して要請すること。</p>	<p>デルタ株による感染再拡大が、全国の多くの地域でこれまでになく急速に進んでいる中、スピード感をもって感染の抑え込みに取り組むことが急務であることから、ロックダウンのような手法のあり方について検討するよう、全国知事会を通じて国に求めているところである。引き続き、協力金による補償のあり方を含め、国の責任ある検討を求めていく。</p>
<p>3 子どもの安心安全確保について</p> <p>(1) 教育現場の建物の経年劣化等により7月豪雨の際も多くの雨漏りが指摘された。</p> <p>昨年文科省から通達があった専門家による定期検査もまだ充分に行われておらず見過ごされた雨漏りや敷地内排水不良等不都合な点もあり、今後の自然災害に備え、県下教育施設の総点検を行うこと。</p> <p>また、専門家による定期点検が実行されるよう、県、市町村が連携し、情報共有すること。</p>	<p>県立学校については、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、専門業者による法定点検を定期的実施の上、建物の劣化状況を把握し、緊急性の高いものから優先的に修繕を行うとともに、毎年の営繕計画に反映させている。</p> <p>併せて、「既存学校施設の維持管理の徹底について」（文科省通知）などで求められている維持管理のため、建物（外壁）や防球ネットなどの工作物の危険個所の点検を実施している。</p> <p>また、風水害に限らず、各地で発生した災害や事故等に基づき、国が緊急点検等を各自治体に求められた場合は、速やかに県立学校や各市町村に対して、点検指示及びその結果に応じた修繕等の適切な対応を取るよう依頼をしているところであり、今後も市町村教育委員会とも連携を図りながら、子どもたちの安全な居場所作りに努めたい。</p>
<p>(2) 非常時（感染症拡大、自然災害、事件事故等）の対応として、日常、子どもの居場所となっている事業者が子どもの受け入れが出来ない場合の対策を検討すること。</p> <p>急に仕事が休めない保護者に対し生活困難が起きないように、子どもの受入場所（保育園、幼稚園、学童保育、障がい児デイサービス・ショートステイ等）や雇用事業所も含め、各々のBCPも視野に入れ子どもの安全な居場所確保を検討すること。</p> <p>併せて保護者が休暇取得できる仕組みを作ること。</p>	<p>非常時において、保育所や放課後児童クラブ等において子どもの受け入れができない場合は、保育または事業の実施主体である市町村が、他施設での受け入れ等の代替措置を講じることになっており、県としても、市町村からの求めに応じ、積極的に助言を行う。</p> <p>放課後等デイサービス、ショートステイの受け入れに関しては、自立支援協議会等において事業者間の協力体制について検討しているところであり、障がい児を安心して預けられる体制の構築に努めていく。</p> <p>非常時における休暇取得の制度については、企業ごとに労使で十分に話し合って決定することとされているが、県では、休暇取得がしやすく、働きやすい職場づくりを進めるため、休暇制度等の導入に際し専門家（社会保険労務士）を派遣する制度を平成30年度から実施している。</p> <p>また、職場で休暇が取得しにくい等の労働相談については、県中小企業労働相談所みなくるで対応を行っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 LED 防犯灯について 「星空に優しい安全なまちづくりLED防犯灯設置等促進事業補助金」について、既設のLED防犯灯を更新する場合も補助対象とすること。</p>	<p>集落内等に設置する防犯灯の整備等については、市町村の役割であることから、まずは市町村で対応いただくものと考えているが、広域的な整備などについては市町村の意見も踏まえて検討する。</p>
<p>5 町内放送設備の除去費用の補助について 危険老朽空き家やブロック塀等の除去費用について補助金があるように、倒壊すると危険な老朽化した町内放送設備の除去についても同様の補助を行うこと。</p>	<p>町内放送設備(集落内放送)の除去については、市町村の役割であり、まずは市町村において支援の必要性を判断されるべきものと考えられ、具体の事案について市町村と調整したい。</p>
<p>6 災害対策について 熱海市の土石流災害を踏まえ、県内の土砂災害警戒区域上流に造成された盛土のみを対象にした「盛土危険箇所(223カ所)」の点検を行っているが、今後の台風等大災害の可能性を鑑み、人工構造物が立つ付近の盛土の全てを点検の対象にし、市町村、民間にも協力を依頼し実施すること。</p>	<p>熱海市の土石流災害を踏まえて土石流の土砂災害警戒区域上流の盛土223箇所について緊急点検を実施するとともに、7月豪雨災害を踏まえた急傾斜地102箇所について緊急点検を実施し、対策が必要な箇所については早急に対応することとしている。 また、今回の調査範囲以外についても、市町村、民間の協力も得ながら点検することを検討する。 なお、現在、一定規模以上の盛土、切土及び斜面での工作物の設置を規制・監視する新たな条例を検討している。 【9月補正】 盛土・急傾斜地緊急対策事業 90,000千円</p>